

令和5年横審第20号

裁 決

モーターボートB護岸衝突事件

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年10月15日18時15分

京浜港川崎第1区

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートB

総トン数 19トン

登録長 15.76メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 920キロワット

3 事実の経過

Bは、平成2年12月に進水し、船体中央部に操舵室、同室後部及び前部下部に船室、操舵室上方にフライングブリッジを有する最大搭載人員が旅客12人及び船員3人のFRP製プレジャーモーターボートで、フライングブリッジの中央に舵輪、その後方に操縦席、舵輪前方にGPSプロッター及び機関回転計等計器類を表示する多機能ディスプレイ、舵輪右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ備え、b受審人が1人で乗り組み、知人11人を乗せ、遊走の目的で、船首1.0メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年10月15日12時30分京浜港東京第3区のマリーナを発し、京浜港横浜第1区の新港ふ頭に向かった。

b受審人は、13時30分新港ふ頭に到着し、同乗者と食事をするなどして過ごしたのち、17時20分同ふ頭を発して帰航の途に就いた。

b受審人は、GPSプロッターを作動させ、フライングブリッジで操縦席に腰を掛け、同乗者2人をその両側に座らせて京浜運河を東行したのち川崎航路に入航し、18時13分僅か過ぎ東京湾アクアライン川崎浮島換気所灯（以下「浮島換気所灯」という。）から216度（真方位、以下同じ。）1,420メートルの地点で、針路を104度に定め、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

ところで、多摩川河口付近の神奈川県川崎市川崎区浮島町の地先では、川崎市浮島2期地区と称される埋め立て工事が実施されており、その南面の護岸（以下「A護岸」という。）の西端に、黄色1閃光を4秒ごとに発する簡易標識灯1基が、同南東面の護岸に同じ灯質の簡易標識灯7基がそれぞれ設置されており、b受審人はこれらの護岸の

存在を承知していた。

また、BのGPSプロッターは、その画面を拡大表示すると、前示埋め立て工事区域が青色で表示されるようになっていた。

b受審人は、定針したとき以降GPSプロッターを見ておらず、速力と経過時間からA護岸の南東端を航過したと考え、18時14分半僅か過ぎ浮島換気所灯から183度1,340メートルの地点で、針路を036度に転じて続航した。

転針したとき、b受審人は、A護岸まで170メートルのところとなり、その後A護岸に向首して進行する状況となったが、左隣と同乗者が立ち上がって前方を見ていたため、何かあれば教えてもらえるだろうから無難に航行できると思い、GPSプロッターでA護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、A護岸に向首して進行し、18時15分僅か前同乗者の声でA護岸に気付き、機関を後進にかけたものの、及ばず、18時15分浮島換気所灯から179度1,220メートルの地点において、Bは、原針路のまま、10.0ノットの速力になったとき、A護岸に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首外板に破口等を生じ、A護岸は壁面に修理を要しない擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件護岸衝突は、夜間、京浜港川崎第1区において、発航地のマリナーに向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、A護岸に向首進行した

ことによって発生したものである。

b受審人は、夜間、京浜港川崎第1区において、発航地のマリーナに向けて帰航する場合、A護岸に向首進行することのないよう、GPSプロッターでA護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左隣と同乗者が立ち上がって前方を見ていたため、何かあれば教えてもらえるだろうから無難に航行できると思い、GPSプロッターでA護岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、A護岸に向首して接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体及びA護岸にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年1月17日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔